



行政監査結果報告事項に対して講じた措置については、平成27年7月7日付平企財収第29号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年7月21日

小平市監査委員 舛 川 博 昭

小平市監査委員 浅 倉 成 樹

行政監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

平成27年4月30日付平監発第5号で小平市監査委員より報告のあった行政監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

1 監査の対象

対象の準公金	所管部課（旧所管部課）
小平市民まつり実行委員会経費	地域振興部 市民協働・男女参画推進課 （市民生活部地域文化課）
小平市グリーンロード推進協議会経費	地域振興部 産業振興課 （市民生活部産業振興課）
小平市民生委員児童委員協議会経費	健康福祉部 生活支援課 （健康福祉部高齢者福祉課）
中学校給食費 ※	教育部学務課
小川公民館・上水南公民館講座教材費 ※	教育部公民館

※「中学校給食費」及び「小川公民館・上水南公民館講座教材費」に関する措置等は別に通知する。

2 共通指摘事項

《指摘事項》

管理責任者である課長は、毎月、預金通帳の残高と金銭出納簿の記載額、領収書等の金額が一致しているかを確認し、その日付を記入のうえ押印されたい。

（小平市民まつり実行委員会経費、小平市グリーンロード推進協議会経費、小平市民生委員児童委員協議会経費）

【措置等】

指摘の通り、管理責任者である課長による、毎月、預金通帳の残高と金銭出納簿の記載額、領収書等の金額が一致しているかの確認を行うこととしました。

3 個別指摘事項

（1）小平市民まつり実行委員会経費

《指摘事項①》

決算時において、現金保管額が預金通帳に記載されていなかった。収支差引額（次年度繰越額）を預金通帳に記載したうえで、決算額の正確性を担保されたい。

【措置等①】

指摘の通り、決算時において、収支差引額（次年度繰越額）を預金通帳に記載することとしました。

《指摘事項②》

業務委託に係る契約書が作成されていなかった。実行委員会において契約に関する規則等はないものの、契約書は契約の成立、内容及び履行を確保するための証拠となることから、契約締結時に適正に作成されたい。

【措置等②】

指摘の通り、業務委託に係る契約書を作成することとしました。

《指摘事項③》

車両借上げ料について、立て替え金額に対する支払いが不足しているものが見受けられた。差額分については精算するとともに、今後の会計処理に当たっては、十分確認されたい。

【措置等③】

指摘案件については、26年度中に精算処理を行いました。今後、原則として立て替え払いを行わないこととし、再発を防止することとしました。

(2) 小平市民生委員児童委員協議会経費**《指摘事項①》**

預金通帳には宿泊研修に係るすべての入出金の記録はあるが、金銭出納簿及び支出伺書は差引残高のみの記録で済ませている。入出金の動きが分るように収入と支出は相殺せず別々に処理されたい。

【措置等①】

入出金の動きがはっきりと分かるよう、今後は記載を省略せずに金銭出納簿及び支出伺書の事務処理をしていくこととしました。

《指摘事項②》

民生委員に配布している啓発に係る物品について、公費の予算不足により購入できない分を民児協の予算で購入していた。平成25年度の一斉改選で予測より多くの民生委員が新任された事情をまずは財政担当に説明し、公費の予算措置の手続きをすべきであった。今後は、適正に手続きされたい。

【措置等②】

今後、予測できない事案が発生した場合は財政担当と調整をする等、適正に対応を行うこととしました。また、経費負担の区分が曖昧にならないよう事務手続きを見直すこととしました。

以上